

## 第4章 高齢者福祉施策の展開

### 1 地域に密着したケア体制の充実

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化 ●●●●●●●●●●

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの重要な役割を担うため、人員体制の強化や地域包括支援センターの役割や取り組みの周知を進めます。また、地域における相談支援体制を検討します。

##### ① 総合相談支援業務

---

高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やそのご家族からの様々な相談を受け、その生活課題を把握して、必要なサービスを受けられるよう援助します。

特に、出張相談など、地域の相談支援体制を検討します。

##### ② 権利擁護業務

---

地域における虐待の早期発見や関係機関への通報、成年後見制度の活用や消費者被害への対応と防止等、ニーズに即した適切な関係機関に繋ぎ支援をすることによって、高齢者の安心と権利を守っていきます。

##### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

---

高齢者の方々の状態変化に対応して、適切なサービスが受けられるよう、様々な地域資源を活用したケアマネジメント体制を構築し、困難事例等への適切な対応をはじめ、地域のケアマネジャーの後方支援やネットワークづくりを行っていきます。







## ① 要介護認定の適正化

---

認定調査の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、介護給付適正化計画に基づき、認定調査員に対する研修を実施するとともに、調査時における家族等の同席者の確保に努めています。

また、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修や相互の意見・情報交換についても引き続き取り組みます。

## ② ケアプランの適正化

---

地域包括支援センターにおいて、ケアプラン点検を実施し、利用者の自立支援、または状態悪化の予防につながる適正なケアプランの作成に向けて支援を行います。

## ③ その他の給付適正化事業

---

要介護認定者等の増加等による介護保険料の高騰も今後考えられるため、引き続き、介護給付費等の適正化に努めていきます。

利用者に対してサービス提供の確認を行い、事業者のサービス提供が伴わない不適切な請求の防止に努めます。また、利用者からの介護保険サービス内容についての苦情相談を受け、事業者に対する指導を行い、給付費用の適正化を図ります。

## 2 認知症高齢者を支えるまちづくり

### (1) 認知症の人のための支援の充実 ●●●●●●●●●●

今後一層の増加が予想される認知症高齢者について、認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）の普及促進を図るとともに、認知症を早期に発見、受診し、ケアできる体制づくりを充実していきます。

#### ① 認知症ケアパスの普及促進

---

認知症の人が、その進行具合により、いつ、どこで、どのようなサービスを受けることができるか、ケアの流れを示す「認知症ケアパス」の普及促進を図ります。

さらに、認知症施策に関する情報発信のため、認知症に関する取り組みや医療・介護サービスなどの情報がわかりやすく入手できるよう、仕組みづくりを行います。

#### ② 認知症初期集中支援チームの設置

---

認知症の人に対する支援を「早期、事前的な支援」にシフトするため、初期の段階で医療と介護の連携のもと、認知症の人や家族に対して適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の配置を検討していきます。また、関係機関の連携支援や家族相談などを行う「認知症地域支援推進員」の配置を検討し、認知症の初期の人や家族へのケアを推進していきます。

#### ③ 認知症対応型サービスの充実

---

認知症対応型サービスについて、住民ニーズに応じた基盤整備を図り、認知症高齢者に専門的なサービスを提供します。



## (2)

## 認知症の人や家族を支える地域づくり ●●●●●●●●

認知症により行方不明になるおそれのある人に対して支援の輪が広がるように、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発に努め、見守りネットワークの構築を図ります。さらに、認知症の人や家族が住み慣れた地域で住み続けることができるように、相談体制の充実や本人と家族を支える地域づくりなど、本人支援だけでなく、介護負担のかかる家族に対する支援を行います。

### ① 認知症サポーターの養成

---

地域や企業・団体・学校などで認知症についての正しい知識や接し方について理解してもらうために、「認知症サポーター養成講座」を実施します。

また、講師役であるキャラバン・メイトの育成を行うとともに、スキルアップ研修などを実施します。

### ② 家族支援策の充実

---

専門医療機関の協力を得て、専門職（医療・介護・権利擁護・生活支援等）からの情報提供と、介護経験者による交流会からなるプログラムを開催することにより、本人や家族にとって少しでもより良いケアが継続できるように努めます。

### ③ 認知症カフェ・サロンなど地域の取り組みの充実

---

認知症の人や家族をはじめとして、認知症に関心のある方が気軽に立ち寄り、交流できる場として「認知症カフェ」や「サロン」等の集いが充実するよう支援します。

### ④ 認知症見守りネットワークの構築

---

認知症のため行方不明となるおそれのある人について、日頃から身近な地域で協力して見守り、万が一、所在がわからなくなったときに、地域の関係機関などの協力を得て、早期発見、早期保護ができるよう、ネットワークの構築を図ります。



### 3 介護予防の充実

#### (1) 介護予防や健康づくりへの支援 ●●●●●●●●●●

身近な場所での高齢者の居場所や生きがいがづくりの場を活かし、できる限り介護を必要としない生活を送れるよう地域ぐるみの健康づくり活動を推進していきます。支援が必要な方には、効果的な介護予防教室等の利用を促し、身体的・精神的な側面から積極的な支援をしていきます。

また、高齢者自身が健康づくりに向けた取り組みができるよう健康教育や健康相談などを実施するとともに、地域の身近な場所で介護予防や健康づくりについて自発的な活動が広く実施されるよう、支援をしていきます。

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

---

今回の制度改正により、介護予防給付から移行される内容も含んだ新規事業であり、平成 29 年度の実施に向けて整備していきます。

介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する「新しい総合事業」については、介護の現場や利用者の声を聴きながら、導入を進めます。

#### ② 生活習慣病の予防

---

生活習慣病の予防等の知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持・増進のため、健康教室やウォーキングイベント等を開催し、食生活・運動等の生活習慣の改善を支援していきます。

また、健康診査の必要性を周知するとともに、がん検診等の健康診査のさらなる受診啓発を行います。

#### ③ 介護予防教室の推進

---

既存の介護予防事業を継続するとともに、各地区での開催を検討します。また、ふれあい昼食会、サロンを始めあらゆる機会を活用し、前期高齢者など、要介護認定率が高まる前の段階での啓発を行い、教室への参加を促していきます。



## (2) 高齢者の生きがいがづくり・社会参加の推進 ●●●●●●

高齢者がスポーツやレクリエーションなどを通じて、地域で活動をしたり、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な活動機会の提供を図っていきます。そして、意欲と能力があれば年齢に関係なく活躍できる場を提供するなど、高齢者の地域・社会活動を推進します。

### ① 住民主体による多様な通いの場

---

地域の高齢者サロンなどで活躍しているボランティアなどに対し、地域活動組織の育成および支援を行い、介護予防に関する自主活動を促進します。

### ② 地域ボランティアの養成・活動の促進

---

住民のボランティア活動への参加意欲に応え、実際の活動につながるよう、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成・支援を推進します。

特に、高齢者で意欲のある方を発掘・養成し、高齢者が培ってきた経験、知識、技能などを活かして、様々な形で社会参加できる機会の充実を図ります。

### ③ 地域のスポーツ活動や文化・学習活動等の支援

---

生きがいがづくりを支援するため、地域で主体的に取り組む趣味サークルなど高齢者が参加するスポーツ活動や文化・学習活動等を支援します。